

くらし伊勢ケアプランセンター
重要事項説明書

くらし伊勢ケアプランセンター

重要事項説明書

くらし伊勢ケアプランセンターの業務内容について、サービスを提供する前に知っておいて頂きたいことを説明させていただきます。

わからないこと、わかりにくいこと等がございましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

この「重要事項説明書」は「伊勢市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年伊勢市条例第21号）」に基づき、居宅介護支援契約の締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 事業者（法人）の概要

事業者名称	合同会社 くらし伊勢
代表者氏名	代表社員 山本香奈美
法人所在地	〒519-0505 三重県伊勢市小俣町本町151番地

2. ご利用者への居宅介護支援の提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	くらし伊勢ケアプランセンター
介護保険指定事業者番号	伊勢市 第 2470802931 号
事業所所在地	〒519-0505 三重県伊勢市小俣町本町151番地
連絡先	TEL 0596-34-1250 FAX 0596-34-1219
担当者	山本 香奈美
通常の事業実施地域	伊勢市全域

(2) 事業の目的、及び運営方針

事業の目的	介護保険制度の基本理念に基づき、要介護者及び要支援者である利用者に心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
-------	---

運営方針	<p>1. 利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とし、居宅サービス計画を作成する指定居宅介護支援を提供します。</p> <p>2. 事業所は、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な指定居宅サービス事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>3. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4. 事業所は、地域福祉の向上のため、市町、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健・医療機関に密接に連携します。</p>
------	--

※3については、前6月間に当事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の占める割合と、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた、これらのサービスごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者・指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等についてを、添付別紙資料により説明を行います。

(3) 事業者窓口の営業日、及び営業時間

営業日	月から金曜日までとする。(土、日・祝、12/29～1/3は休業)
営業時間	午前8:30～午後5:30まで。

※緊急時などにおいては、当センター(0596-34-1250)にご連絡ください。(24時間対応)
 ※上記以外にも、必要に応じて相談対応致しますので、ご相談ください。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	山本 香奈美 (主任介護支援専門員)
---------	--------------------

職種		
介護支援専門員	ケアプラン作成にかかわるすべての業務	1名以上

3. 居宅介護支援の内容、利用料、その他費用について

(1) 居宅介護支援の内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用料負担額
①居宅介護サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況把握・評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護（支援）認定申請に対する協力・援助 ⑦相談業務	(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について、をご参照下さい。	左の①～⑦の内容は居宅介護支援業務の一連業務として、介護保険の対象となります。	下表のとおり	1. 介護保険適用の場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。) 2. 諸事情により法定代理受領ができない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、当事業所からサービス提供証明書をお住まいの市役所及び町役場の介護保険担当窓口へ提出しますと、払い戻しを受けられます。

(2) 提供するサービスの利用料について ・基本報酬について

介護支援専門員1人当たりの取扱件数	要介護度	介護報酬額 (円)
4 5 件未満 (居宅介護支援費 I)	要介護 1・2	10,860
	要介護 3～5	14,110

・加算について

加算名称	報酬額（円）	加算の回数、要件等
初回加算	3,000	新規に居宅サービス計画を作成する場合（要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合を含む）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報提供をした場合（1月に1回を限度）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000	利用者が入院し翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対し必要な情報提供をした場合（1月に2回を限度）
退院・退所加算Ⅰ（イ） 連携1回・カンファレンス無	4,500	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中につき1回を限度）
退院・退所加算Ⅰ（ロ） 連携1回・カンファレンス有	6,000	
退院・退所加算Ⅱ（イ） 連携2回以上・カンファレンス無	6,000	
退院・退所加算Ⅱ（ロ） 連携2回・カンファレンス有	7,500	
退院・退所加算 連携3回以上・カンファレンス有	9,000	
通院等情報連携加算	500	利用者が病院又は診療所、歯科において医師または歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報の提供を行うとともに医師等から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回を限度）
緊急時等居宅カンファレンス 加算	2,000	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）

（3）その他の費用

交通費	<p>利用者の居宅が通常の実施地域以外の場合、事業に要する交通費はその実費を請求いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1km毎に20円、有料道路を使用する場合は、その実費を請求いたします。</p>
-----	--

4. 利用料及びその他の費用の請求、支払方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア. 利用料及びその他の費用が発生した場合、その月の合計金額により請求致します。 イ. 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月10日前後に利用者宛てにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
②利用料、その他費用の支払い	ア. 請求月の月末までに現金でお支払い下さい。 イ. お支払いを確認しましたら、必ず領収書とサービス提供証明書を発行致しますので、領収書は必ず保管頂き、サービス提供証明書はお住まいの市役所及び町役場の介護保険窓口へ提出して下さい。

5. 主治医の医師および医療機関等との連携

事業者はご利用者の主治の医師または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせて頂きます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の氏名を伝えて頂きますようお願いいたします。

6. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を管理者とします。

7. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご利用者またはそのご家族が、事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・誹謗中傷等の行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

8. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための

計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。また担当者は管理者とします。

10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、保険者に報告するものとします。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業所及び事業者の使用するものは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>ア. 事業所は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についてもあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を以って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>イ. サービス提供記録について、契約終了後5年間保管します。また、利用者及び代理人より公開の請求が来た場合、閲覧可能とし、複写物を交付します。</p>

1 2. 介護支援業務に関する相談、苦情について

事業所の窓口 受付時間 8:30～17:30	くらし伊勢ケアプランセンター TEL 0596-34-1250 FAX 0596-34-1219 〒519-0505 伊勢市小俣町本町151番地
市町村の窓口 受付時間 9:00～17:00	伊勢市役所 福祉健康部 介護保険課 TEL 0596-21-5560 FAX 0596-20-8555 〒516-8601 伊勢市岩淵1-7-29 東庁舎1階
県の窓口 受付時間 9:00～17:00	三重県医療保健部 長寿介護課 TEL 059-224-224-2262 FAX 059-224-2919 〒514-8570 津市広明町13番地
公的団体の窓口 受付時間 9:00～17:00	三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課 TEL 059-222-4165 FAX 059-222-4166 〒540-0028 津市桜橋2丁目96 三重県自治会館2階
第三者委員	牛谷 能人 TEL 0901414-9592

1 3. 重要事項説明を実施した年月日

説明年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

1 4. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に緊急事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

医療機関 主治医			
所在地、電話番号			
緊急連絡先1	氏名	続柄	TEL
緊急連絡先2	氏名	続柄	TEL

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

事業者	法人名	合同会社 暮らし伊勢
	代表者名	代表社員 山本 香奈美
	法人所在地	〒519-0505 三重県伊勢市小俣町本町151番地
	事業所名	暮らし伊勢ケアプランセンター
	事業所所在地	〒519-0505 三重県伊勢市小俣町本町151番地
	説明者氏名	山本 香奈美

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

御利用者様	住所	
	氏名	Ⓜ
	連絡先	

代理人様またはご家族様	住所	
	氏名	Ⓜ
	連絡先	